

[事案 2021-94] 契約無効請求

・令和3年12月28日 和解成立

<事案の概要>

募集人に契約日時を一方的に決められ、集中できない状態で契約させられたこと等を理由に、医療特約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年5月に契約した学資保険の医療特約について、以下の理由により、特約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。また、平成28年9月の特約解約後に、保険料払込方法を窓口払いにしたが、口座振替の場合との差額を支払ってほしい。

- (1)募集人から、契約日時を一方的に平日の夕方と決められて自宅を訪問され、家事で忙しく集中できない状態で契約させられた。
- (2)医療特約を付加する意向はなかったが、募集人に強引に勧められた。
- (3)募集人から保険料の支払方法の説明がなかった

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は一方的に契約日時を決めておらず、申立人とは複数回面談したうえで契約しており、医療特約について熟慮する期間があった。
- (2)募集人は設計書等で保障内容を説明しており、申込書には本特約が明記されているほか、設計書等を受領し、重要事項の説明を受け、契約内容とともに確認・了知したとの欄に申立人の押印がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本特約の無効は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)契約前に、申立人は募集人に対して、子どもの医療費については公的保障があるので医療保障は不要である旨を伝えていたことについては争いがない。しかしながら、本特約の入院給付金は、親の休業による損失を補償する意味であると考えたとしても相当に高い金額であることが認められ、公的保障を超える保障を本特約で得る必要があるかどうかについて、募集人は慎重に意向を把握し、検討する必要があった。